

浜松市公告第 512 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 9 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM 浜松インター店

浜松市中央区松小池町 112-1

2 変更した事項

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名 称 DCMカーマ浜松インター店

所在地 浜松市東区松小池町112-1

（変更後）名 称 DCM浜松インター店

所在地 浜松市中央区松小池町112-1

（２）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

住 所 東京都品川区南大井六丁目22番7号

（変更後）名 称 DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

住 所 東京都品川区南大井六丁目22番7号

（３）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

住 所 東京都品川区南大井六丁目22番7号

（変更後）名 称 DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

住 所 東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更の年月日

(1) 店舗名称変更 令和4年9月1日

行政区再編に伴う住所変更 令和6年1月1日

(2) (3) 令和8年3月1日

4 変更する理由

大規模小売店舗の名称、行政区住所変更、代表者変更のため

5 届出日

令和8年9月3日